

●税制優遇制度(半島振興法に基づく優遇措置)

国 税	県 税		市町村税
法人税・所得税	不動産所得税	事業税	固定資産税
工業用機械等の割増償却	不均一課税	不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)
機械・装置:普通償却限度額の32/100 建物・附属設備・構築物:普通償却限度額の48/100 割増償却期限:5年			1年目:1/10課税 2年目:1/4課税 3年目:1/2課税
対象事業			
①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業・情報サービス業等			
適用要件			
①対象事業の用に供する機械・装置、建物、附属設備、構築物(注1)の取得価格500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②対象事業の用に供する機械・装置、建物、附属設備、構築物(注1)の取得価格500万円以上 ※資本金5,000万円超の事業者については新增設に係る取得	①特別償却設備(注2)の取得価額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②特別償却設備(注2)の取得価額500万円以上 ・土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること。 ・不均一課税の対象となる建物・附属設備は、対象事業の用に供する部分。対象となる土地は、対象建物・附属設備の水平投影部分。		
適用期限			
令和3年3月31日まで			

(注1)構築物とは、花壇などの緑化装置や看板、敷地内の道路や塀など、一般的に、建物と建物附属設備以外の土地の上に完着した建造物、土木設備、工作物をいいます。

(注2)特別償却設備等とは、国税の特別償却または割増償却の対象となる機械・装置、建物・附属設備をいいます。なお、課税免除または不均一課税の対象となる建物・附属設備は対象事業の用に供する部分であり、対象となる土地は、当該対象となる建物・附属設備の水平投影部分となります。

地域未来投資促進法に基づく支援制度

概要

事業者が工場等の新設・増設や設備投資などを行う場合に「地域経済牽引事業計画」の承認を行っています。
知事の承認を受けると税の優遇制度などの支援措置を受けることができます。
 (国の地域経済牽引事業先進性評価委員会において先進性等の確認があります。)

地域経済牽引事業計画

- (1) 地域経済牽引事業計画承認申請書 1部
 - (2) 定款の写し 1部
 - (3) 最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書 1部
- ※(3)の書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類が必要です。
- 受付窓口
和歌山県商工観光労働部
企業政策局 企業立地課
TEL073-441-2753

主務大臣が定める基準に係る確認申請書

- (1) 主務大臣が定める基準に係る確認申請書 1部
- 県から計画の承認を受けた後に提出してください。
- 先進性等の基準に適合すると認められるときは、主務大臣から**確認書が交付されます。**(基準への適合が認められず、確認書が交付されなかった場合には、税の優遇措置は受けられません。)
- 受付窓口
近畿経済産業局 地域経済部
地域経済課 地域開発室
TEL06-6966-6012

戦略的分野

- 【成長ものづくり分野】**
 - 機械器具等製造分野
 - ロボット等加工・組立分野 (医療・福祉分野を含む)
 - 化学工業関連分野 (航空・宇宙分野を含む)
- 【農林水産分野】**
 - 農林水産分野 (食品、6次産業化等を含む)
- 【第4次産業革命分野】**
 - 第4次産業革命分野 (IT・ソフトウェア・通信技術分野を含む)
- 【エネルギー・環境分野】**
 - エネルギー・環境分野
- 【観光分野】**
 - 観光分野

税の優遇措置 I

地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を受けるとともに、国が定める先進性等の基準に適合すると認められ、下記の条件を満たした場合に、税の軽減措置を受けることができます。

国 税			県 税		市町村税
法人税			不動産取得税		固定資産税
対象設備	特別償却	税額控除	課税免除		課税免除(3年間)
機械・装置	40%	4%	適用要件 承認地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)のための対象施設(建物、土地、構築物)を設置 農林漁業関連業種 対象施設の取得価額5,000万円超 上記以外の対象業種 対象施設の取得価額1億円超 適用期限 基本計画の国同意日から起算して5年以内		市町村条例に基づく ※償却資産(構築物を除く)は対象外
機具・備品	40%	4%			
建物・附属設備・構築物	20%	2%			
地域未来投資促進税制【新設】 税額控除もしくは特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税負担を軽減 ※総投資額2,000万円以上/事業が対象 ※対象資産の取得価額の合計額のうち、支援対象となる金額は100億円/事業を限度とする。 ※前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が対象					

●対象となる建物は対象事業の用に供する部分。対象となる土地は対象建物の水平投影部分。



凡例
 ● 供用済 ● 事業化
 ○ 未事業化
 出 インターチェンジ (進行方向に制限なし)
 入 ハーフインターチェンジ (進行方向に制限あり)

- 企業立地に係る必要な情報を企業立地担当課室が一元的に提供
- 企業立地に必要な許認可の申請から決定までを県、市町村で連携して対応